

令和8年3月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和8年3月11日（水）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 12時30分
- 5 出席した教育長及び委員  
花田 忠雄 教育長  
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）  
笠原 陽子 委員  
佐藤 麻子 委員  
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員  
教育局長 篠田 寛  
県立高校改革担当局長 田熊 徹  
副局長兼総務室長 田村 暢  
教育参事監（働き方改革担当） 濱田 啓太郎  
教育参事監（学校教育担当） 増田 年克  
行政部長 高安 賢昌  
指導部長 市川 幸春  
支援部長 八矢 信宏  
生涯学習部長 信太 雄一郎  
企画調整担当課長 鈴木 鎮夫  
管理担当課長 高橋 慶吏  
行政課長 飯田 馨  
教職員企画課長 常山 敦司  
参事兼教職員人事課長 鈴木 寿則  
県立学校人事担当課長 大東 洋樹  
参事兼高校教育課長 渡貫 由季子  
保健体育課長 元橋 洋介  
学校支援課長 吉野 哲也  
文化遺産課長 鹿島 美雪
- 7 提出議題 次葉のとおり

## 教育委員会 3 月定例会 会議日程

日時 令和 8 年 3 月 11 日（水） 9 時 30 分から

場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室  
（オンライン会議システムを併用）

### 1 議事

#### 日程第 1

|            |                                                    |
|------------|----------------------------------------------------|
| 定教第 42 号議案 | 神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則                         |
| 定教第 43 号議案 | 神奈川県指定重要文化財の指定について                                 |
| 定教第 44 号議案 | 神奈川県文化財保護審議会委員の委嘱について                              |
| 定教第 45 号議案 | 神奈川県スポーツ推進計画（エンジョイ・スポーツ！ かながわプラン）の改定案に対する意見の申出について |
| 定教第 46 号議案 | 人事案件について                                           |
| 定教第 47 号議案 | 人事案件について                                           |
| 定教第 48 号議案 | 人事案件について                                           |
| 定教第 49 号議案 | 人事案件について                                           |
| 定教第 50 号議案 | 人事案件について                                           |
| 定教第 51 号議案 | 人事案件について                                           |
| 定教第 52 号議案 | 人事案件について                                           |
| 定教第 53 号議案 | 人事案件について                                           |

### 2 協議・報告事項

|      |                                                  |
|------|--------------------------------------------------|
| 報告 1 | 憲法改悪阻止神奈川県連絡会議及びこんな学習指導要領はイライナイ親と教師の会からの要請書等について |
| 報告 2 | 神奈川県立の高等学校におけるいじめ事案に係る神奈川県いじめ防止対策調査会の答申について      |

## 教育委員会 3 月定例会 会議録

教育長           ただいまから教育委員会 3 月定例会を開会いたします。

                  本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第 3 項に定める定足数に達しており、有効に成立をしています。

                  本日の会議録署名委員ですが、佐藤委員を指名させていただきますので、よろしくお願いします。

佐藤委員           (了解)

教育長           本日の議題でありますけれども、日程第 1 として「神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則」ほか11件の付議案件があります。

                  また、協議・報告事項として「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議及びこんな学習指導要領はイライナイ親と教師の会からの要請書等について」他 1 件の報告があります。

                  お諮りをいたします。本日の日程のうち、日程第 1 の定教第44号議案及び定教第46号議案から定教第53号議案の各案件は人事に関する案件、また、定教第45議案は知事に意見を申し出る案件、さらに協議・報告事項の報告 2 は個人に関する情報を含み、会議を公開することにより個人の権利利益を害する恐れのある案件であります。よって、地教行法第14条第 7 項ただし書及び会議規則第35条第 1 項に基づきまして、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員           異議なし。

教育長           ご異議がないものと認め、そのように決しました。

                  それでは、会議規則第22条の 2 の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いします。

下城委員           それでは、日程第 1 の定教第42号議案に入ります。

定教第42号議案           神奈川県教育委員会教育局組織規則の一部を改正する規則

                  説明者      高橋管理担当課長

管理担当課長       それでは、ファイル 01「定教第 42 号議案」を開いてください。本件は、所属の所掌事務の追加や執務室の移転に伴い、「神奈川県教育委員会教育局組織規則」について、所要の改正をいたしたく提案するものです。

資料 4/4 ページ、「定教第 42 号議案関係」の「2 改正の概要（１）」をご覧ください。教員の働き方改革について、昨年３月に指針を改定し、様々な取組を進めているところですが、目標達成に向けた取組を推進する上で、所属の所掌事務として明確に位置付ける必要があることから、「神奈川県教育委員会教育局組織規則」第 6 条に、教職員企画課の所掌事務として、「教員の働き方改革に関すること。」を加えるものです。

また、「（２）」については、教育局における障害者雇用の更なる推進を図るため、令和 8 年 4 月 1 日付けで横浜西合同庁舎に集約型オフィスを開設することに伴い、現在、東庁舎 8 階で業務を行っているサポートオフィスも移転することから、第 21 条に定める「位置」を改めるものです。

なお、「3 施行期日」は、令和 8 年 4 月 1 日です。

また、2/4、3/4 ページが、改正案及び新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧ください。

以上で説明を終わります。

下城委員 何か質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。  
それではご質問がないようでしたら、採決について、教育長にお願いします。

教育長 では、ただいまの定教第42号議案につきましては、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き下城委員にお願いします。

下城委員 次に、定教第43号議案に移ります。

## 定教第43号議案

## 神奈川県指定重要文化財の指定について

説明者 鹿島文化遺産課長

文化遺産課長 定教第43号議案についてご説明します。ファイル02をお開きください。

本件は、昨年11月20日の教育委員会におきまして、県文化財保護審議会へ諮問する際に、ご報告をさせていただきました案件でございます。資料の提案理由ですが、この度、審議会から県指定重要文化財として指定することが適当であるとの答申をいただきましたので、指定についてご提案するものでございます。

資料の方は、2/11ページをご覧ください。今回、提案するのは、相模原市に所在する

亀ヶ池八幡宮旧本殿 附 文禄五年棟札でございます。

3/11ページ、「定教第43号議案関係」をご覧ください。このページから10/11ページまでが、審議会の答申となっております。4/11、5/11ページには、当該文化財の概要や特徴が記載されておりますけれども、11月の諮問の際にご説明した内容について、より専門的な解説が記されているものとなっております。

5/11ページをご覧ください。ページの下段の方に、指定理由のまとめとして記載されてございますけれども、江戸時代を遡る神社建築につきましては、全国的に数が少なく、亀ヶ池八幡宮旧本殿は、安土桃山時代に建てられた社殿で、中世色を残し、建築年代が明確で、保存状態も良好な神社建築として、文禄五年の棟札も含めまして、本県にとって貴重な文化財であるとの答申をいただいております。

なお、7/11ページ以降に当該文化財の写真、11/11ページに専門用語が多いので用語解説を掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

本件、ご了承いただけましたら、県政記者クラブに対しまして、当該物件の指定について参考資料送付を行う予定です。なお、指定日につきましては、後日、神奈川県公報への登載日となります。

説明につきましては以上です。

下城委員            それではご質問がありましたらお願いします。

佐藤委員            貴重な文化財が指定されるということで、地域の方々への広報であるとか、記者発表以外の、どういうふうに広報をしていくかと、何か説明会のようなものが予定されているのかと、それから近隣の小・中学生との学習プログラムなどがあるのか、お伺いしたいと思います。

文化遺産課長        相模原市に所在しておりまして、県としては今のところまだこの物件について紹介する機会というのは計画しておりませんが、相模原市さんの方では毎年地元の文化財めぐりですとか、文化財についての講演会というような事業を実施されておりまして、そうした機会に今回指定した物件について含めていただけるような形で、県の方からも投げかけてみたいと考えております。

佐藤委員            ありがとうございます。

下城委員            他にいかがでしょうか。

笠原委員            直接ここに関わることはないのですが、過日、文化庁から国立の博物館とかの所蔵品の管理のことで、国よりもそれぞれのところで自前でやっていきなさい、というような方向性が報道されたかと思うのですが、こうして過去の遺産がきちんと評価をされて、それぞれの自治体の中でそれを保存し、普及し、後世につないでいくという流れができてくるというのは、すごく貴重なことだと思うのですが、本県のいく

つかの、歴史博物館を含めて、所蔵している物をきちんと管理し、そして保存して歴史をつないでいくという視点から見た時に、市町村との連携であるとか、非常に重要になってくると思います。その点、国の方針がでることによって、県として市町村との関係性の中で、何かやはり全く影響がないわけではないのではないかと気がしているのですが、その辺りの見通しとか、見解があれば教えていただきたいのですけれども。

文化遺産課長 所有者様の方でも、これまでこの文化財として大事にしてこられたというもので、県としても指定するということは、その保存、伝承に一定の責任を持つということかなことではあると思います。ですので、県としましても文化財の保存に係る修理ですとか、管理ですとか、そうした対応につきましては、一定の経済的な支援ですとかもさせていただいておりますし、また、文化財保護審議会の専門の先生から、修理等に当たっての指導・助言もさせていただいておりますので、こうした貴重な歴史あるものというのは、地域にとって大切なものということをしかりと地域の方にも認識していただいて、行政だけではなく、やはり地域の方々と、みんなで守っていこうという機運を高めていく必要があると考えておりますので、そういったものに資するような取組というものを今後も考えながらやっていきたいと考えております。

笠原委員 そういった意味で責任をどう果たしていくか、というところで、先ほど佐藤委員がおっしゃったように、次の世代の方々にどれだけ関心を持っていただけるか、という点は非常に重要な点だと思うのです。そうした時にその地域が責任を持つということは基本的な姿勢なのだけれども、県として具体的にどういう取組が行われているのかとか、広報だとか、小・中学校への教材化の部分であるとか、というところを、きちんと把握をしていただきながら、進捗状況等をしかりつかんでいっていただくということも必要なことだと思いますし、具体的にどういうふうに進んでいるのか、というところまで、しかり対応していただくことを要望させていただきます。ありがとうございます。

常陸委員 この写真を見ますと、非常に綺麗に装飾をされていて、地域で愛されている文化財ということもよく伝わってくるのですけれども、今回のこの指定を受けて、現地でどの部分が、具体的に認められて価値がある文化財であるかといったことの、ご説明と言いますか、そういったところも、近くで、新設をされるようなご予定はありますか。

文化遺産課長 今回の指定理由を周知する。

常陸委員 そうですね。そこに足を運んだ人が、この文化財の価値が一目で分かるような、案内というか、掲示があるといいと思ったのですが。

文化遺産課長 神社の敷地ですので、所有者の方のご了承もいただく必要があるとは思いますが、どのような形で、例えば県指定文化財というような、看板を設置したりですとか、そういうことが、今後可能なのかどうかというのは、神社の宮司さんともご相談しながら

常陸委員                    よろしくお願いいたします。

文化遺産課長　指定文化財の周知の仕方につきましては、今は指定の時の簡単な説明に留まっているようになりますので、より詳しい説明ができるかどうかということ、今後検討させていただきたいと思います。

教育長            それでは、ただいまの定教第43号議案について、原案のとおり決することでご異議は  
                         ございませんか。

教育長           ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き下城委員にお願いいたします。

報告 1 憲法改悪阻止神奈川県連絡会議及びこんな学習指導要領はイライナイ親と教師の会からの要請書等について  
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長      ファイル番号13「報告1」をご覧ください。県民から教育長あて要請書等が提出されましたのでご報告いたします。要請書等を提出した県民ですが、「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議」及び「こんな学習指導要領はイラナイ親と教師の会」という二つの団体です。

はじめに、「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議」からの要請の内容についてご説明します。1/41ページの「【日の丸および君が代の取扱について】」という部分をご覧ください。要請の内容は、三つの項目からなっております。本件については、例年要請を受けており、趣旨はこれまでと変わっていません。要請書に対しては、文書による回答を求められております。

続きまして、「こんな学習指導要領はイラナイ親と教師の会」からの要望の内容についてご説明します。3/4ページをご覧ください。要望書にある差出人ですが、同団体の佐々木由美子氏です。また同じ内容の要望書が神奈川県知事あてにも送付されております。3/4ページの下部をご覧ください。要請は、四つの項目からなっております。本件については、例年要望を受けており、趣旨はこれまでと変わっていません。要望書に対しては、3月1日までに文書による回答を求められていましたが、教育委員会に報告後、3月末までを目途に、できる限り早く回答すると、連絡しています。これらの要請書等について、事務局といたしましては、これまでの教育委員会での議論や考え方及び実情や学習指導要領を踏まえ、学校における国旗掲揚・国歌斉唱の指導は、教育上の指導として行っており、国旗掲揚・国歌斉唱を児童、生徒、保護者及び地域住民の方に強制するものではないこと、また、国歌斉唱時に起立しなかった教職員の調査は、教育委員会として校長とともに継続的な指導を行うために実施しているという趣旨で回答したいと考えております。

説明は以上です。

下城委員          ご質問ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それではご質問がないようでしたら、以上、報告とさせていただきます。

次に日程第1の定教第44号議案に移ります。

ただいまから、非公開の会議に入りたいと思います。

それでは、会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長兼総務室長、教育参事監（働き方改革担当）、教育参事監（学校教育担当）、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長、文化遺産課長を指定します。

（9時50分非公開の会議に入り、12時30分公開の会議に戻る）

教育長            以上をもちまして、本日の日程は終了いたしましたので、これにて閉会とさせていただきます。



だきます。

## ＜非公開会議審議等結果＞

### 日程第 1

#### 定教第 44 号議案

- ・ 文化遺産課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 45 号議案

- ・ 保健体育課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 46 号議案

- ・ 県立学校人事担当課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 47 号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 48 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 49 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 50 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 51 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 52 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 定教第 53 号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

#### 協議・報告事項

##### 報告 2

- ・ 学校支援課長から報告の後、質疑を行った。